

実施計画の点検・見直し・評価の進め方について

○ 実施計画の点検について、どのように進めるべきか。

例)

- ・優先行動分野毎のフォローアップのほか、特筆すべき取組等の情報収集
- ・関係省庁における取組状況の報告
- ・円卓会議におけるモニタリングや、委員による定期的な情報提供
- ・ステークホルダーによる自発的な点検結果の情報提供を依頼
- ・ESD活動支援センター（仮称）の協力

参考)

- ・GAPにおいては、以下の通り記載されている。

グローバル・アクション・プログラムの実施状況については、定期的にモニタリングを行うものとする。報告のメカニズムは、特定のターゲットやベンチマークを含む根拠に基づくモニタリングの必要性や、インパクトを志向した報告の必要性、各行動分野で期待される活動が異なるという特質や、多くのステークホルダーがかかわっている、グローバル・アクション・プログラムの分権的な実施を考慮しつつ、設けるものとする。必要に応じて、国、準国家、地域レベルでの評価メカニズムを設けるとともに、インディケータの設定も検討するものとする。グローバル・アクション・プログラムの報告については、異なるモニタリングや評価メカニズムも含まれ得る。

○ 実施計画の見直しについて、今後、見直しが必要となり得る動きが考えられるか。

参考)

- ・「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」については、2009年までの前半5年の評価に基づき、2011年に改訂。
- ・GAPにおいては、必要に応じて、優先行動分野の変更もあり得るとしている。

○ 実施計画の評価のあり方について、どのように考えるべきか。

参考)

- ・ユネスコにおいては、2019年のGAP最終年にレビューを行うこととしているほか、途中年度にもフォローアップ会合を行う方向で調整を進めている。